

# 延滞金

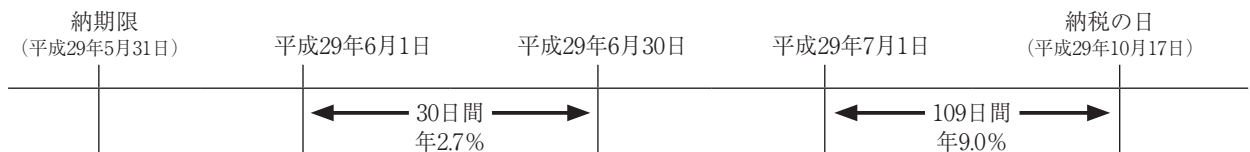
税金を納期限までに納めない場合に、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、次の率によって計算される延滞金がかかります。

区 分	加 算 さ れ る 額
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	税額に <b>年2.7%</b> （「各年の特例基準割合」に年1%を加えた割合）を乗じて計算した金額
1か月を経過する日の 翌日から納税の日まで	税額に <b>年9.0%</b> （「各年の特例基準割合」に年7.3%を加えた割合）を乗じて計算した金額

- (1) 平成29年の特例基準割合は年1.7%となっており、平成29年12月31日までの期間について適用されます。
- (2) 延滞金の計算をする際は、次のとおり端数金額又はその全額を切り捨てます。
  - ① 計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
  - ② 計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てます。
  - ③ 算出された延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。
  - ④ 延滞金の金額に100円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てます。
- (3) 平成28年12月31日までの期間及び平成30年1月1日以後の期間における延滞金については、管轄の県総合（県税）事務所にお問い合わせください。

## 【延滞金の計算例】

自動車税：税額39,500円      納期限：平成29年5月31日      納付日：平成29年10月17日



### ■計算方法

基礎となる税額の端数処理      39,500円 → 39,000円 (1,000円未満の端数切り捨て)  
 39,000円 × 2.7% × 30日 / 365日 = 86円 (1円未満切り捨て) ……①  
 39,000円 × 9.0% × 109日 / 365日 = 1,048円 (1円未満切り捨て) ……②  
 ①86円 + ②1,048円 = 1,134円  
 → 1,100円 (100円未満の端数切り捨て)  
**延滞金の金額 1,100円**

# 加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税（地方法人特別税）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税及び核燃料税について、実際より少なく申告したり、期限までに申告しなかったり、税金を免れようとした場合などに徴収されます。

区 分	内 容	納 め る 額
過少申告 加算金	期限内に申告をした場合で、その額が実際より少ないために、後日正しい額に訂正したり（修正申告）、訂正された（更正）場合	<b>増差した税額の10%</b> ※ 増差税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。
不申告加算金	期限後に申告した場合や申告をしなかった場合	<b>納める税額の15%</b> 〔県の調査による決定があることを予知しないで申告期限後に申告した場合は5%〕 ※ 納める税額が50万円を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。
重加算金	二重帳簿などで故意に税を免れようとした場合	期限内に申告をした場合は、 <b>増加した税額の35%</b> 期限後に申告をしたり、申告しなかった場合は、 <b>納める税額の40%</b>